

# 大規模水害対策に関する 市区町村アンケート結果の公表について

平成20年11月12日  
内閣府（防災担当）

## 1. 概要

中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」は、市区町村の本庁舎等における水害対策や水害時の避難勧告、広域避難対策等に関する現状について把握するため、1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の334市区町村<sup>注1</sup>を対象とした調査を実施し、その結果をとりまとめた。

注1：東京都23区と1都6県の市町村

## 2. 主な調査結果

### （1）役所の本庁舎等<sup>注2</sup>における水害対策について

- ・本庁舎等の浸水危険性を認識しているにもかかわらず、本庁舎等の水害対策を実施していない市区町村が約48%（44市区町村）。

注2：災害対策本部を設置予定の庁舎

### （2）役所の本庁舎内の重要設備<sup>注3</sup>の水害対策について

- ・本庁舎等の浸水危険性があると認識している市区町村でも、重要設備の水害対策の実施率は約27%（25市区町村）。

注3：非常用発電装置、受変電設備、通信設備、データサーバ等

### （3）役所の本庁舎等が被災した場合における災害対策本部を設置する代替施設について

- ・本庁舎等の浸水危険性があると認識している市区町村のうち、災害対策本部を設置する代替施設を指定しているのは約49%（45市区町村）。
- ・代替施設を指定している全ての市区町村が、本庁舎等と同じ市区町村内に災害対策本部の代替施設を指定。

### （4）避難勧告基準について

- ・避難勧告等の発令判断や住民の避難判断の目安として、洪水予報河川においても避難判断水位を定めることなどとされているが、利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の約29%（45市区町村）が避難勧告の明確な基準を有していない。
- ・利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村において、避難勧告の判断基準に客観的数値を定めている市区町村は、明確な判断基準を有する市区町村の約31%（34市区町村）。利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村において、避難勧告の判断基準に客観的数値を定めているのは約22%（34市区町村）。

### (5) 避難所の浸水対策について

- ・利根川、荒川の浸水想定区域を含む市区町村の約 17% (26 市区町村) が浸水危険性のある避難所を把握していない。
- ・利根川、荒川の浸水想定区域を含み、浸水危険性のある避難所を把握している市区町村のうち、地震用の避難所と水害用の避難所を区別しているのは約 44% (57 市区町村)、避難所が浸水した場合には、浸水していない上層階を利用するのは約 53% (68 市区町村)。

### (6) 広域避難について

- ・広域避難が必要となる事態を想定している市区町村の約 54% (31 市区町村) には、他市区町村への広域避難計画がない。
- ・広域避難計画がある市区町村のうち、自市区町村の避難者の避難受入施設を他市区町村に指定してもらっているのは約 27% (7 市区町村)。
- ・広域避難計画のある市区町村のうち、具体的な広域避難誘導の手順を記載したマニュアルを用意している市区町村はない。

### (7) 民間ビル、マンション等の上層階への避難について

- ・1 都 6 県の市区町村の約 23% (78 市区町村) は、民間ビル、マンション等の上層階への避難を想定。
- ・民間ビル、マンション等の上層階への避難を想定している市区町村のうち、ビル・マンション管理者と屋外滞留者の受入について協定を締結しているのは 2 市区町村 (約 3%) のみ。

## 3. 今後の対応

このアンケート結果も踏まえて、今後、広域避難体制の整備や逃げ遅れ者の被災回避、災害拠点施設の機能継続性の確保などに関する方策について、専門調査会で検討を進めていくこととしている。

#### <問合せ先>

内閣府防災担当 地震・火山対策担当参事官 池内 幸司  
同企画官 安田 吾郎  
同参事官補佐 青野 正志  
TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199